

文教委員会資料①

1 平成30年第1回定例会提出予定議案の説明

- (1) 議案第 5号 川崎市基金条例の一部を改正する条例の制定について
- (2) 議案第14号 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例の制定について
- (3) 議案第15号 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について
- (4) 議案第16号 川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例の制定について
- (5) 議案第17号 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (6) 議案第18号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- (7) 議案第34号 平成30年度川崎市一般会計予算
- (8) 議案第38号 平成30年度川崎市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算
- (9) 議案第53号 平成29年度川崎市一般会計補正予算

資料1-1 川崎市子ども・若者応援基金について

資料1-2 川崎市基金条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料2-1 「川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例」の制定について

資料2-2 「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」の制定におけるパブリックコメント手続の実施結果について

資料3 川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料4 川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例 新旧対照表

資料5 川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例及び川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表、川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表)

資料6 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

こども未来局

(平成30年2月9日)

川崎市子ども・若者応援基金について

1 基金の概要

未来を担う子ども・若者の経済的な理由等による機会格差をなくすよう、また、将来に向けた夢と希望をかなえる一助となるよう、頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てるための基金を設置するもの。一般会計に繰り入れられる競馬競輪事業益金の一部を財源にするとともに、市民一人ひとりがお互いに支え合うまちづくりを進めるため、基金の趣旨に賛同いただける市民や企業からの寄附金についても財源として活用していく。

2 頑張る子ども・若者を応援する事業の主な内容（平成30年度実施予定）

- (1) 児童養護施設等の退所者等への大学等進学奨学金及び資格取得給付金の支給
- (2) 児童養護施設等の入所者等への学習支援の充実

3 基金積立見込額（平成30年度）

3, 500万円（競馬競輪事業益金3, 000万円、寄附金500万円）

川崎市基金条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号 (種類及び目的) 第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。 (1) 積立基金		○川崎市基金条例 昭和46年3月23日条例第2号 (種類及び目的) 第3条 基金の種類及び設置の目的は、次の各号の表に掲げるとおりとする。 (1) 積立基金	
基金の種類	設置の目的	基金の種類	設置の目的
市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。	市営住宅等敷金基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の敷金の返還に充てる。
奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。	奨学事業基金	奨学事業の資金に充てる。
財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。	財政調整基金	財政の健全な運営に資するための資金に充てる。
勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。	勤労者福祉共済事業基金	勤労者福祉共済事業の資金に充てる。
民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。	民間社会福祉事業従事者福利厚生等事業基金	民間社会福祉事業従事者の福利厚生事業及び研修事業の資金に充てる。
公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。	公害健康被害補償事業基金	公害健康被害者の健康回復促進事業の資金に充てる。
公共下水道事業基金	公共下水道整備事業の資金に充てる。	公共下水道事業基金	公共下水道整備事業の資金に充てる。
港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。	港湾整備事業基金	港湾整備事業の資金に充てる。
庁舎整備基金	庁舎整備の資金に充てる。	庁舎整備基金	庁舎整備の資金に充てる。
減債基金	市債の償還の資金に充てる。	減債基金	市債の償還の資金に充てる。
文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。	文化振興基金	文化振興事業の資金に充てる。
緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。	緑化基金	都市緑化推進事業の資金に充てる。
市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充	市営住宅等修繕基金	市営住宅及び特定公共賃貸住宅の修繕の資金に充

改正後		改正前	
金	てる。	金	てる。
心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。	心身障害者福祉事業基金	心身障害者の総合福祉事業の資金に充てる。
災害遺児等援護事業基金	災害遺児等援護事業の資金に充てる。	災害遺児等援護事業基金	災害遺児等援護事業の資金に充てる。
国際交流基金	国際交流事業の資金に充てる。	国際交流基金	国際交流事業の資金に充てる。
地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。	地域環境保全基金	地域環境保全に関する知識の普及その他地域環境保全活動の推進を図る事業の資金に充てる。
長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業の資金に充てる。	長寿社会福祉振興基金	地域福祉事業の資金に充てる。
都市整備事業基金	都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。	都市整備事業基金	都市計画事業及び都市施設の整備事業の資金に充てる。
資源再生化基金	資源再生化事業の資金に充てる。	資源再生化基金	資源再生化事業の資金に充てる。
鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。	鉄道整備事業基金	鉄道及び軌道整備事業並びに新駅設置及び駅改良の資金に充てる。
競輪施設等整備事業基金	競輪施設等の整備事業の資金に充てる。	競輪施設等整備事業基金	競輪施設等の整備事業の資金に充てる。
介護保険給付費準備基金	介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。	介護保険給付費準備基金	介護保険事業の保険給付等の資金に充てる。
競輪事業運営基金	競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる。	競輪事業運営基金	競輪事業の円滑な運営のための資金に充てる。
地球環境保全基金	地球温暖化対策等の資金に充てる。	地球環境保全基金	地球温暖化対策等の資金に充てる。
等々力陸上競技場整備基金	等々力陸上競技場整備の資金に充てる。	等々力陸上競技場整備基金	等々力陸上競技場整備の資金に充てる。
学校施設整備基金	市立学校の施設整備の資金に充てる。	学校施設整備基金	市立学校の施設整備の資金に充てる。
大規模災害被災者等支援基金	大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てる。	大規模災害被災者等支援基金	大規模災害の被災者等の支援事業の資金に充てる。
川崎市藤子・F・	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金	川崎市藤子・F・	川崎市藤子・F・不二雄ミュージアム事業の資金

改正後		改正前	
不二雄ミュージアム事業基金	に充てる。	不二雄ミュージアム事業基金	に充てる。
動物愛護基金	動物愛護事業の資金に充てる。	動物愛護基金	動物愛護事業の資金に充てる。
子ども・若者応援基金	頑張る子ども・若者を応援する事業の資金に充てる。	(新設)	(新設)
(2) 運用基金		(2) 運用基金	
基金の種類	設置の目的	基金の種類	設置の目的
土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。	土地開発基金	公用若しくは公共用に供する土地又は公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得する資金に充てる。
2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることできる。		2 前項に規定する設置の目的のほか、金融機関に預金保険法（昭和46年法律第34号）第49条第2項に規定する保険事故が発生した場合は、基金を相殺による借入金の償還その他の債務の履行の資金に充てることできる。	

「川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例」の制定について

1 国の第7次地方分権一括法による都道府県から政令指定都市への事務・権限の移譲

(1) 権限移譲に関する国の法整備の流れ

- ①平成28年12月20日 平成28年の地方からの提案等に関する対応方針 閣議決定
提案募集方式(地方の発意)を活用し、地方からの提案に対する対応方針を決定
- ②平成29年4月26日 第7次地方分権一括法 公布
(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律)
都道府県から政令指定都市等への事務・権限の移譲等に係る関係法令の整備
- ③平成30年4月1日 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)の
一部改正 施行

幼保連携型以外の認定こども園の認定等の事務・権限を都道府県から政令指定都市に移譲

類型	説明	法的性格	設置主体	認可・認定
幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能を併せ持つ単一の施設として認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校かつ児童福祉施設 学校(認定こども園法) 児童福祉施設(児童福祉法)	国・自治体 学校法人 社会福祉法人	都道府県 政令指定都市 中核市 (権限移譲済)
幼稚園型	幼稚園が、保育を必要とする子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園の機能を果たすタイプ。	学校(学校教育法) + 保育所機能	国・自治体 学校法人	【現行】 都道府県※
保育所型	認可保育所が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉施設(児童福祉法) + 幼稚園機能	設置主体の制限なし。	↓ 【H30.4】 都道府県 政令指定都市 (権限移譲)
地方裁量型	認可保育所以外の保育機能施設等が、保育を必要とする子ども以外の子どもを受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園の機能を果たすタイプ。	児童福祉法に基づく施設 (幼稚園機能+保育所機能)		

※本市において認定すべき事案が発生した場合には、事務処理の特例により神奈川県条例(認定こども園の要件を定める条例(平成18年神奈川県条例第65号))に基づき、市町村が認定事務を行うこととされている。

(2) 政令指定都市への権限移譲の内容

① 幼保連携型以外の認定こども園の認定権限等の移譲

権限	都道府県	政令指定都市
幼保連携型認定こども園の認可等		○
幼保連携型以外の認定こども園の認定等	○	○

② 認定こども園の申請事項等の変更に係る届出の受理、報告の徴収等に係る事務・権限の移譲

権限	改正前	改正後
認定こども園の認定申請事項等の変更に係る届出の受理等	都道府県	認定等の権限を有する市※

※ 幼保連携型は政令指定都市・中核市に移譲済み、幼保連携型以外の認定こども園は①に伴い政令指定都市に移譲予定

◎ 県からの認定権限の移譲に対応するため、現行の県条例を基本として

「川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例」を制定(平成30年4月施行)

※ 幼保連携型認定こども園については、平成27年4月に

「川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」を制定済み

2 川崎市認定こども園の認定の要件を定める条例案の概要について

(1) 条例制定における本市の考え方

- ア 国の法令 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(認定こども園法)
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令 など
- イ 国の基準 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準
- ウ 条例の制定 認定こども園法第3条第2項 主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める。

【条例制定における本市の考え方】

- ①国基準及び神奈川県の「認定こども園の要件を定める条例」との整合を図る(県条例：国基準に基づいている。)
- ②保育所機能については、項目によっては本市保育所等の設備・運営基準(※)が国基準を上回っている場合があるため、本条例案においても同様の取り扱いとする。…「乳児室・ほふく室の面積」及び「開園日数・時間」が該当
※川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

(2) 条例案の内容・考え方

内容	国基準の主な内容	条例案の考え方
①職員配置	◎ 年齢区分に応じた配置(常時2人以上) 0歳児:3人につき1人以上、1・2歳児:6人につき1人以上 3歳児:20人につき1人以上、4・5歳児:30人につき1人以上	国基準どおり
②学級の編制	◎ 学級の編制(1学級35人以下)及び学級担任の配置	
③職員資格	◎ 満3歳未満児の保育:保育士 ◎ 満3歳以上の教育及び保育:幼稚園教諭又は保育士 ◎ 学級担任:幼稚園教諭	
④園舎及び屋外遊戯場	◎ 園舎の面積 1学級:180㎡、2学級以上:320+100×(学級数-2)㎡ ◎ 屋外遊戯場 2学級以下:330+30×(学級数-1)㎡ 3学級以上:400+80×(学級数-3)㎡	
⑤保育室の面積等	◎ 2歳以上児:保育室又は遊戯室 1.98㎡/人 ◎ 0・1歳児:乳児室 1.65㎡/人、ほふく室 3.3㎡/人	
⑥食事の提供	◎ 園内調理を原則とする。 ◎ 満3歳以上の子どもについては衛生面、栄養面等について一定の要件を満たせば外部搬入が可能	国基準どおり
⑦教育及び保育の内容	◎ 教育及び保育の一体的な提供 ◎ 園児の集団生活の経験年数が異なること等への配慮 ◎ 教育・保育計画及び指導計画の作成 ◎ 施設、教材等について園児の年齢、利用時間等の違いへの配慮 ◎ 小学校における教育との連携	
⑧保育者の資質の向上等	◎ 子育て支援事業等、園児及び保護者支援の適切な実施に必要な知識の習得、その他の職員の資質の向上を図るための措置	
⑨子育て支援	◎ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則第2条第1号から第3号まで及び第5号に掲げる事業のうち少なくとも1以上の実施 ※地域の相互交流の場の提供、相談・情報提供の実施等	
⑩管理運営等	◎ 認定こども園の長の設置 ◎ 開園日数、開園時間等:地域の実情に応じて設定 ◎ 入園選考に係る基準の設定 ◎ 特別な配慮を要する子ども(障害児、児童虐待等)の受入への配慮	
⑪職員資格の特例	◎ 朝夕等の園児が少数となる時間帯の職員配置の特例 ◎ 小学校教諭、養護教諭等の活用に係る特例	国基準どおり

「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」の制定におけるパブリック
コメント手続の実施結果について

1 概要

「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」の制定について、パブリックコメントの手続を実施いたしましたので、次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	「(仮称)川崎市認定こども園の要件を定める条例」の制定におけるパブリックコメント手続の実施について
意見の募集期間	平成29年11月15日(水)～平成29年12月14日(木)
意見の提出方法	電子メール(専用フォーム)、郵送、持参、FAX
募集の周知方法	川崎市ホームページ、川崎市役所第3庁舎2階(かわさき情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)、市内幼稚園及び認定こども園への資料送付
結果の公表方法	川崎市ホームページ、川崎市役所第3庁舎2階(かわさき情報プラザ)、各区役所(市政資料コーナー)

3 実施結果

意見提出数 0件

4 今後の対応

パブリックコメント手続を実施した結果、意見はございませんでしたので、当初の考え方のとおり、条例の制定手続を進めます。

5 問合せ先

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話：044-200-3179

FAX：044-200-3533

川崎市児童福祉審議会条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第15号 (部会) 第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。		○川崎市児童福祉審議会条例 平成12年3月24日条例第15号 (部会) 第7条 審議会に次の表左欄に掲げる部会を置き、同表右欄に掲げる事項を調査審議する。	
第1部会	里親に関すること。	第1部会	里親に関すること。
第2部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関する こと。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）及 び家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準 維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関するこ と。 6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作 者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 7 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会 及び第4部会に係るものを除く。）。	第2部会	1 母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の福祉に関するこ と。 2 母子保健に関すること。 3 障害児の福祉に関すること。 4 児童福祉施設（幼保連携型認定こども園を除く。）及 び家庭的保育事業等に係る認可、廃止承認及び最低基準 維持に関すること。 5 放課後児童健全育成事業の最低基準維持に関するこ と。 6 芸能、出版物、玩具、遊戯等の推薦及びそれらの製作 者、興行者、販売者等に対する必要な勧告に関すること。 7 その他児童の福祉に関すること（第1部会、第3部会 及び第4部会に係るものを除く。）。
第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 (削除) 2 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関 すること。	第3部会	1 法第27条第6項に規定する措置に関すること。 2 法第33条第5項に規定する一時保護の継続に関する こと。 3 法第33条の15第3項に規定する報告に係る事項に関 すること。
第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第 4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関	第4部会	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第 4条第5項に規定する分析並びに調査研究及び検証に関

改正後		改正前	
	<p>すること。</p> <p>2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。</p> <p>3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。</p> <p>4 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き、部会員の互選により定める。</p> <p>5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</p> <p>6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、部会については、前 2 条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、第 1 項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p>		<p>すること。</p> <p>2 各部会は、審議会の委員若干人で組織する。</p> <p>3 部会に属すべき委員は、委員長が審議会に諮って指名する。</p> <p>4 部会に部会長及び副部会長各 1 人を置き、部会員の互選により定める。</p> <p>5 部会長は、その部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を審議会に報告するものとする。</p> <p>6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、部会については、前 2 条の規定を準用する。</p> <p>7 審議会は、第 1 項の表右欄に掲げる事項のうち、あらかじめ指定する事項については、各部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。</p>

川崎市子どもを虐待から守る条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市子どもを虐待から守る条例 平成24年10月10日条例第46号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第1号、第2号又は第4号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。</p> <p>(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、<u>歯科医師、保健師、助産師、看護師</u>、弁護士その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p>	<p>○川崎市子どもを虐待から守る条例 平成24年10月10日条例第46号</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 子ども 児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号。以下「法」という。）第2条に規定する児童をいう。</p> <p>(2) 保護者 法第2条に規定する保護者をいう。</p> <p>(3) 虐待 法第2条に規定する児童虐待をいい、保護者が、その監護する子どもに対する当該保護者が交際している者その他の同居人以外の者による同条第1号、第2号又は第4号に掲げる行為と同様の行為を放置することを含むものとする。</p> <p>(4) 関係機関等 学校、児童福祉施設、病院その他子どもの福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、<u>保健師</u>、<u>弁護士</u>その他子どもの福祉に職務上関係のある者をいう。</p>

川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（<u>法第6条の2第1項</u>に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>	<p>○川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例 平成24年12月14日条例第56号 (懲戒に係る権限の濫用禁止)</p> <p>第12条 児童福祉施設の長は、入所中の児童等（<u>法第33条の7</u>に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条第3項の規定により懲戒に関しその児童等の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</p>

川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後			改正前		
<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第3項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条(後段を除く。)並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>			<p>○川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第34号</p> <p>(児童福祉施設基準条例の準用)</p> <p>第14条 児童福祉施設基準条例第5条、第6条第1項、第2項及び第4項、第8条、第10条から第12条まで、第14条(第3項ただし書を除く。)、第19条、第20条第1項、第3項及び第4項、第45条第3項、第46条(後段を除く。)並びに第50条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。</p>		
読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句	読み替える児童福祉施設基準条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	最低基準	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準 (以下この条において「設備運営基準」という。)	第5条第1項	最低基準	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例に定める基準 (以下この条において「設備運営基準」という。)
第5条第2項	最低基準	設備運営基準	第5条第2項	最低基準	設備運営基準
第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)	第6条第1項	入所している者	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児(以下「園児」という。)
第6条第2項及び第	児童の	園児の	第6条第2項及び第	児童の	園児の

改正後			改正前		
14条第4項			14条第4項		
第8条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第8条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
第10条の見出し	入所した者	園児	第10条の見出し	入所した者	園児
第10条及び第14条第2項	入所している者	園児	第10条及び第14条第2項	入所している者	園児
第10条	又は入所	又は入園	第10条	又は入所	又は入園
第11条	入所中の児童	園児	第11条	入所中の児童	園児
	当該児童	当該園児		当該児童	当該園児
第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）	第12条	児童福祉施設の長	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項に規定する園長（以下「園長」という。）
	入所中の児童等（法第6条の2第1項に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条	法第47条		入所中の児童等（法第33条の7に規定する児童等をいう。以下この条において同じ。）に対し、法第47条第1項本文の規定により親権を行う場合であって、懲戒するとき又は同条	法第47条
	その児童等	園児		その児童等	園児
第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児	第14条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児

改正後			改正前		
	第9条	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第2項において読み替えて準用する第9条		第9条	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第2項において読み替えて準用する第9条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等		社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
第19条	利用者	園児	第19条	利用者	園児
第20条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援	第20条第1項	援助	教育及び保育（満3歳未満の園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児		入所している者	園児
第20条第3項	援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、	第20条第3項	援助に関し、当該措置、助産の実施、母子保護の実施又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
第45条第3項	又は遊戯室	、遊戯室又は便所	第45条第3項	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
第45条第3項第1号	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	耐火建築物	第45条第3項第1号	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号口に該当するものを除く。）	耐火建築物
第45条第3項第2号	施設又は設備	設備	第45条第3項第2号	施設又は設備	設備
第45条第3項第3号	施設及び設備	設備	第45条第3項第3号	施設及び設備	設備

改正後			改正前		
第45条第3項第6号	乳幼児	園児	第45条第3項第6号	乳幼児	園児
第46条	第14条第1項	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第1項において読み替えて準用する第14条第1項	第46条	第14条第1項	川崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例第14条第1項において読み替えて準用する第14条第1項
	幼児	園児		幼児	園児
	乳幼児	園児		乳幼児	園児
第50条	保育所の長	園長	第50条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児		入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育		保育	教育及び保育

2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事させる職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

2 児童福祉施設基準条例第9条の規定は、幼保連携型認定こども園の職員及び設備について準用する。この場合において、同条の見出し中「他の社会福祉施設を併せて設置する」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設の職員を兼ねる」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等の設備を兼ねる」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、同条中「他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ」とあるのは「その運営上必要と認められる場合は」と、「設備及び職員」とあるのは職員については「職員」と、設備については「設備」と、「併せて設置する社会福祉施設」とあるのは職員については「他の学校又は社会福祉施設」と、設備については「他の学校、社会福祉施設等」と、「入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事させる職員」とあるのは職員については「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児の保育に直接従事させる職員」と、設備については「乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室又は便所」と読み替えるものとする。

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第36号</p> <p>(受給資格等の確認)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（以下「保育所指針」という。）</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、同項第1号に掲げる事項を踏まえなければならない。</p>	<p>○川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年9月5日条例第36号</p> <p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設の設置者は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第9項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3) 幼稚園 学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条の規定に基づき文部科学大臣が定める幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項</p> <p>(4) 保育所 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について厚生労働大臣が定める指針（以下「保育所指針」という。）</p> <p>2 前項第2号に掲げる認定こども園が特定教育・保育を提供するに当たっては、同号に掲げるもののほか、同項第1号に掲げる事項を踏まえなければならない。</p>